

**次期近江八幡市行政経営改革指針及び
次期近江八幡市行政経営改革実施計画
に関する提言**

令和 7 年 9 月

近江八幡市行政改革推進委員会

はじめに

我が国は、急速に進展するグローバル化とデジタル化の中で、行政機能の効率化と市民サービスの向上が強く求められています。一方で、少子高齢化の進行や地域間格差の拡大、さらに不安定な世界情勢が引き起こす物価高騰といった課題にも直面しており、これらに対応するためには、行政経営の改革が不可欠です。従来の仕組みでは対応しきれない複雑化した社会問題に対し、柔軟で迅速な対応が求められる中、行政の効率性と透明性を高めることが重要な課題となっています。これに加えて、情報技術の活用やデータ駆動型の意思決定の推進、さらに市民参加型の行政運営が強く期待されています。今後の行政経営においては、デジタル技術を駆使した業務改善、持続可能な社会の実現に向けた政策立案がますます重要となるでしょう。

このような社会の急速な変化のなかでも、近江八幡市が「選ばれるまち」を目指すためには、限られた職員体制で行政の経営資源を最大限に活用し、行政サービスの質の向上を図ることが求められます。

限られた職員体制で行政の経営資源を最大限に活用するためには、何に焦点を絞って取り組んでいくべきであるのかをあらためて考える必要があると考えます。本提言はそのための要点を取りまとめたものです。提言の趣旨をご理解いただき、提言の趣旨に沿った次期行政経営改革指針を定めていただくことを期待しています。

近江八幡市行政改革推進委員会

会 長 真 山 達 志

1 次期行政経営改革指針及び実施計画における「行政経営」の考え方

令和2年度から令和6年度までの5年間を対象期間とする近江八幡市行政経営改革指針を策定し、近江八幡市第1次総合計画前期基本計画に掲げる「効率的・効果的な行政経営の推進と市民サービスの向上」や「持続可能な財政運営の確立」等を目指して、行政経営改革の方針を示してきました。

行政経営改革指針では、下記の4つの基本方針を示し、この基本方針に沿った具体的な取組について、行政経営改革実施計画に定め、毎年度、進捗管理をしながら取り組んできました。

行政経営改革指針の4つの基本方針

- | |
|------------------------------------|
| 1 市民が主役、市民が主体のまちづくり“市民との協働、そして共創へ” |
| 2 誇りに思え、愛せるまちを次世代へ“持続可能な財政基盤の確立” |
| 3 変容する新たな時代へ創造的挑戦“未来につながる行政経営の推進” |
| 4 職員が輝く、強靱な組織づくり“組織マネジメントの強化” |

行政経営改革実施計画に定めた取組については、多くの取組が計画どおりに進捗し、一定の成果が得られたことが確認されました。今後は、これまでの取組の趣旨や目的をさらに浸透させ、継続的に取組を進める必要があります。

その上で、次期行政経営改革指針及び実施計画の策定にあたっては、本市の「行政経営」とは何かをあらためて考える必要があります。

行政経営の理念は、地方自治法第2条第14項に「地方公共団体はその事務処理にあたっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と規定されているとおりであると考えます。

この理念に基づき、本市の「行政経営」とは、行政経営体（組織、財政、人）としての力を高めるとともに、行政資源の配分を見直すことと捉える必要があります。

この行政経営の考え方については、本市の最上位計画である「近江八幡市第1次総合計画後期基本計画」の下記の施策とも一致するものです。

基本目標 6

協働と連携に基づいてしなやかな「地域の経営」ができる体制を整えます＜地域自治・行政経営＞

施策 2 : 公有財産の効率的な管理

施策 3 : 効率的・効果的な行政経営の推進と市民サービスの向上

施策 4 : 持続可能な財政運営の確立

次期行政経営改革実施計画では、行政経営体（組織、財政、人）としての力を高め、行政資源の配分を見直すことを目指し、上記の総合計画の施策に焦点を絞って取り組む必要があります。

あわせて、取組の着実な推進を図るため、次期行政経営改革実施計画では、各年度の目標を明確にするとともに、年度ごとの新たな取組や進捗状況が明らかになるよう、進捗管理シートの様式を見直す等、これまでの行政経営改革実施計画の進捗管理において明らかとなった課題の解決を図る必要があります。

2 次期行政経営改革指針及び実施計画における基本方針

基本方針について、総合計画の基本目標 6「協働と連携に基づいてしなやかな『地域の経営』ができる体制を整えます＜地域自治・行政経営＞」に掲げる以下の 3 つの施策を重点項目として位置づけ、集中的に行政経営改革に取り組むことを検討してください。

＜総合計画の施策、取組方針＞

基本目標	施策	取組方針
6 協働と連携に基づいてしなやかな「地域の経営」ができる体制を整えます＜地域自治・行政経営＞	2 公有財産の効率的な管理	①市民ニーズに応じた適切な公共施設の配置・管理運用
		②公共施設・インフラの計画的な管理、長寿命化
		③公共施設・インフラの維持管理・更新等に係る民間活力の活用
	3 効率的・効果的な行政経営の推進と市民サービスの向上	①実効的・効率的な行政運営の実施
		②時代の変化に対応できる人材育成と組織づくり
		③市民サービスの向上・効率化
	4 持続可能な財政運営の確立	①市税等の収納率向上や新たな収入確保による歳入の維持
		②歳入にみあった歳出の維持
		③外郭団体への支援・関与のあり方検討、地方公営企業の経営健全化

3 行政経営改革実施計画における取組について

- (1) 総合計画の上記の施策体系に基づき、次期行政経営改革実施計画における各取組については、より一層の行政経営改革につながるよう、所管課との調整を行いながら、実効性のある取組を設定することを検討してください。
- (2) 「税等の収納率の向上」という取組について、収納率のみを把握するだけでなく、収納方法により手数料が異なることから、費用対効果を考慮した収納方法を検証することを検討してください。
- (3) 「働き方改革の推進」という取組について、時間外勤務の削減につながる具体的な対策の実施には至らなかったとのことですが、時間外勤務の状況を示すとともに、その分析を行うことを検討してください。
- (4) 「人材の効果的な配置」という取組について、人材の育成方針を定めた上でのジョブローテーションを行うことを検討してください。
- (5) 近江八幡市第1次総合計画後期基本計画の基本目標6の施策3「効率的・効果的な行政経営の推進と市民サービスの向上」のうち、取組方針③「市民サービスの向上・効率化」とあることから、オンライン申請の推進等による行かなくてもよい、書かなくてもよい、待たなくてもよい窓口の推進を検討してください。
- (6) デジタル技術が急速に発展していることから、業務の徹底的な効率化を検討してください。
- (7) 基金の運用、経常経費の効率的な執行について検討してください。
- (8) 将来の需要を考慮したうえでの公共施設の適正化のために、公共施設マネジメントの仕組みづくりを推進することを検討してください。
- (9) コストカットや効率化を進めるなかでも、市民とのつながりや行政への親しみやすさが損なわれないよう取り組むことを検討してください。

4 行政経営改革実施計画の進捗管理について

- (1) 各取組の目標について、毎年度同様の目標を設定している取組がありますので、年度ごとの進展や変化が評価しにくい状況にあります。今後は、取組の進捗度や状況の変化を踏まえ、年度ごとに異なる目標を設定することを検討してください。
- (2) 各取組の実施スケジュール及び実施内容について、5年間にわたり同一内容を実施するスケジュールとなっており、年度ごとの成果、取組の工夫、改善が見えにくい状況です。今後は、各年度の進行状況に応じて実施内容を段階的に示すスケジュールとし、年度ごとの実施状況の違いが明確に分かるよう、様式の見直しを検討してください。
- (3) 財政効果額について、これまでの計画では、50の取組のうち、財政効果額を設定しているのはわずか2つの取組にとどまっています。今後は、財政効果が見込まれる取組について、効果額の設定を検討してください。

近江八幡市行政改革推進委員会委員

会長	真山 達志
副会長	松岡 静司
委員（５０音順）	岡田 能正
	川崎 美津子
	北川 忠男
	橋本 行史
	藤田 一吉
	壬生 裕子
	山田 さつき